

質問に対する回答書

(件名) 関越自動車道 三室沢橋床版取替工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告(説明書) 4-3. 技術提案書の作成	(様式-提案2)の作成にかかる留意事項において、「価格交渉対象に含まれる内容は評価対象としない。」と記載されています。『価格交渉対象』とは、金抜設計書の単価表摘要欄に「見積対象」と記載されている項目が該当すると考えてよろしいでしょうか？	そのとおりです。
2	入札公告(説明書) 4-3. 技術提案書の作成	(様式-提案2)の作成にかかる留意事項において、「ただし、設計図書における諸経費のうち、共通仮設費の内容に含まれる提案については評価対象とする。」と記載されています。『共通仮設費』とは、金抜設計書の単価表のうち「番号69 諸経費①(共通仮設費)」が該当すると考えてよろしいでしょうか？	そのとおりです。